

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文教課宗教法人・文化財担当
内線番号	4521

No.	項目	内容
①	処分名	宗教法人の合併の認証
②	法令名	宗教法人法
③	法令番号	昭和26年法律第126号
④	根拠条項	第33条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(合併の手続) 第33条 宗教法人は、合併しようとするときは、第三十四条から第三十七条までの規定による手続をした後、その合併について所轄庁の認証を受けなければならない。
⑦	審査基準	・宗教法人の規則等の認証に関する審査基準(留意事項) (平成6.10.1施行)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	文教課 宗教法人・文化財担当(075-414-4521)
⑬	備考	